3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。
（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成26年４月25日から平成26年５月24日までの30日間
4　処分の原因となった事実　日立金属株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成24年２月２日以降、東京電力株式会社が茨城支店、埼玉支店、千葉支店又は東京支店において、予報又は競争見積の方法により発注する架空送電工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成25年12月20日に同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月24日
関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年４月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大高電設株式会社　代表取締役　大高　　治　東京都世田谷区上馬４―12―21　国土交通大臣許可（特―24）第11419号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。
（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成26年４月25日から平成26年５月24日までの30日間
4　処分の原因となった事実　大高電設株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成24年３月12日以降、東京電力株式会社が茨城支店、埼玉支店、千葉支店又は東京支店において、予報又は競争見積の方法により発注する架空送電工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成25年12月20日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令を受け、当該命令が確定した。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月24日
関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年４月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社弘電社　代表取締役　内山　安政　東京都中央区銀座５―11―10　国土交通大臣許可（般・特―24）第1934号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。
（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成26年４月25日から平成26年６月23日までの60日間
4　処分の原因となった事実　株式会社弘電社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成24年２月２日以降、東京電力株式会社が茨城支店、埼玉支店、千葉支店又は東京支店において、予報又は競争見積の方法により発注する架空送電工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成25年12月20日に同法第７条の２第18項の規定に基づく通知を受けた。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年４月24日
関東地方整備局長　深澤　淳志

1　処分をした年月日　平成26年４月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大東電業株式会社　代表取締役　鈴木　東一　東京都港区高輪２―20―30　国土交通大臣許可（般・特―22）第5789号、高田電設株式会社　代表取締役　高田　和知　東京都新宿区大久保１―10―４　国土交通大臣許可（特―22）第3834号、湘南送電工事株式会社　代表取締役　藤木　徹也　神奈川県藤沢市西俣野453―１　国土交通大臣許可（般・特―23）第8403号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
全国における電気工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。
（注１）「電気工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事を請け負う営業をいう。
（注２）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。
⑵　期間
平成26年４月25日から平成26年５月24日までの30日間
4　処分の原因となった事実　大東電業株式会社、高田電設株式会社及び湘南送電工事株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成24年２月１日以降、東京電力株式会社が多摩支店、神奈川支店、山梨支店又は沼津支店において、